

平成29年9月11日

各位

株式会社 紀陽銀行

還付金詐欺等防止への新たな取り組みについて
～被害防止に向け、ATMでのお振込みの一部制限を開始します～

株式会社紀陽銀行（頭取：松岡 靖之）では、近年増加しているご高齢者に対する還付金詐欺等の被害防止対策を強化するため、平成29年9月21日（木）から、キャッシュカードおよびローンカードによるATMでのお振込みを一部制限させていただきますので、下記のとおりお知らせいたします。

対象となるお客さまにはご不便をおかけしますが、「お客さまの大切なご預金をお守りする」ための対策ですので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

70歳以上のお客さまで、過去1年間キャッシュカードやローンカードによるお振込みのご利用がないお客さま

2. 利用制限の内容

- ・上記1. に該当するお客さまは、ATMでの振込機能を制限させていただきますので、キャッシュカードやローンカードによる振込手続きができない場合があります。
- ・キャッシュカードによるお預入れやお引き出し、ローンカードによるお借り入れは従来どおりご利用いただけます。

3. 利用制限の開始日

平成29年9月21日（木）

以上